

「一 稅 戸」攷

野 上 俊 靜

一

遼代に初めて現はれ且次の金代に残存して重大なる社會問題となつた「二稅戶」に就いては、既に田村實造氏が「契丹佛教の社會史的考察」（大谷學報一八、昭和二年）に於て極めて有力なる材料を呈示し、言及されたことであり、筆者も該論文に教示を受けつゝ、その一端に觸れたことはあるが、なほこれが全面的に取扱はれたことを聞かないから、いさゝか私見を述べたいと思ふ。

二

二稅戶は遼代に設置されたものであるにも拘らず、不思議にも直接遼に關する資料に全々その名稱の認められないことは、既に田村氏の指摘された通りであつて、これが殘存した金代に關する資料に初めて二稅戶なる名稱が認められるのであり、且それを以て遼代の事實を推考すべきものであることに先づ留意しておかねばならぬ。

さて、二稅戶とは如何なるものであるか。

先づ、『金史』六四食貨志一說に

「一 稅 戸」攷

其爲戶有數等。有課役戶・不課役戶・本戶・雜戶・正戶・監戶・官戶・奴婢戶・二稅戶。とあつて、漠然たる記載ではあるが、二稅戶なる名稱が見ゆると、もに金代に於けるその存在が認め得られる。

次いで戸口の條(『金史』卷四六)に

世宗大定二年。詔免二稅戶爲民。初遼人佞佛尤甚。多以良民賜寺。分其稅。一半輸官。一半輸寺。故謂之二稅戶。遼亡。僧多匿其費抑爲賤。有援左證以告者。有司各執以聞。上素知其事。故特免之。

とある。右の文は、世宗初期の二稅戶解放の事實を傳えてゐるものであるが(論する)、以て二稅戶の何者であるかゞほど理解されるであらう。即ち、二稅戶とは遼代諸佛寺に賜與された民戶を指すのであつて、彼等は本來良民なるが故に一面官に納稅する義務を有すると、もに、他面所屬寺院にそれと同額の稅を輸さねばならなかつたもので、かかる賦稅の性質から彼等を二稅戶と稱したのである。

然らば、次に遼代寺院が民戶を從屬せしめてゐた具體的事實を考へねばならぬ。

『金史』卷六 大定八年一一正月の條に、世宗が祕書監移刺子敬等に謂つた言葉の中に、

至於佛法。尤所未信。梁武帝爲同泰寺奴。遼道宗以民戶賜寺僧。復加以三公之官。其惑深矣。と見えてゐる。

金の世宗は遼の道宗が民戶を寺僧に賜與したことを酷評してゐるが、凡そ民戶を寺院に附與することは獨り道宗のみの行うたことではなく、遼代崇佛諸帝の等しく好んで行うたことに他ならぬ。遼は純然たる佛教王國であつて、帝室・國族・貴族或は一般庶民たるを問はず、進んで佛寺を建立し喜んで財物を捨して佛教行事を盛大に舉行したので

あつた。然も創建された寺院に對しては、その經營維持の爲に、土地と民戸とが寄進され或は邑會が結成されるのが通則であつた。

例へば、遼の中京大定府下の靜安寺（今、熱河省平泉縣にあつた寺）の如きその好個な事實である。同寺は耶律昌允の妻、蘭陵郡夫人蕭氏の創建にかかり、道宗清寧六年（一〇一〇）より咸雍八年（一〇七二）に至る十三年の歲月を経て堂宇漸く完成を告げたのであるが、工成つては、蘭陵郡夫人蕭氏はその維持財源として、土地三千頃・粟一萬石・錢二千貫・人戸五十・牛五十頭・馬四十疋を寄進したのであつた。^②

遼代、燕京（今の北京）の有名なる佛寺に大昊天寺がある。この寺は、聖宗の次女で興宗の妹に當り道宗の皇后蕭氏の母である秦越國大長公主が清寧五年（一〇一五）私宅を寄捨して建立したものであるが、同寺には土地百頃・戸口百家・聚蔬園等が併せ寄進されたのであつた。^③

今は一・三の例を挙げたにすぎないが、以て遼代佛教寺院に土地・民戸が帝室・貴族によつて賜與若しくは寄進されたことを推知し得るのであり、かかる民戸こそ國家と寺院とに納稅の義務を有してゐた特種の戸即ち金代關係の資料に見ゆる所謂遼の二稅戸であると推定して誤りなからず。遼の貴族的寺院が經濟的な富裕さを誇つてゐたのは主としてかかる民戸と土地とを所有してゐたが爲であらう。

さて、右の如く遼代の佛教寺院が多數の民戸を所有してゐたとしても、凡そ一稅戸とはかかる寺院所屬のもののみであつたと考へ得るかと云ふことが問題である。少くとも、前引『金史』食貨志の記載によれば、寺院所屬のもののみと限定して考へねばならぬが、これに就いてはなほ一考を要する。

三

金末元初の文豪元好問の集録した『中州集』^③李晏傳に

初遼人掠中原及得奚渤海諸國生口。分賜貴近或有功者。大至一二州。少亦數百。皆爲奴婢。輸租于官。且納課給其主。謂之二稅戶。

とある。即ち、遼は近隣の諸國を討つて獲得した諸部族を一族功臣に賜與したのであつたが、かかる生口は官に租を輸すと、もに又その主にも納賦したから二稅戶と呼ばれたと云ふのである。これによれば、貴族・功臣等所隸の二稅戶も存在してゐたわけであつて、從つて二稅戶を寺院所屬のものゝみと考へることは出來ない。

事實、遼は盛んに宗族・功臣に民戸を賜與してゐるのである。例へば、『遼史』^③太宗紀上に

天顯五年九月丙午。以先所俘渤海戶賜李胡。

○

とある。李胡は章肅皇帝で太祖の第三子則ち太宗の弟に當る。^④ 漢人戸を賜うた事實としては、同じく『遼史』^③一〇 耶律乙辛傳に

以(耶律)乙辛先朝任使賜漢人戸四十。

とあるを指摘し得る。右は道宗時代のことである。

ともかく、民戸が時に應じて賜與されたことは認めざるを得ないことであつて、遼の宗族・功臣等はこの種の民戸を多數從屬せしめて經濟的豊富さを誇つてゐたことであらうし、從つて彼等が寺院を創建した際には、自己所屬の此等民戸の一部をさいて寄進したであらうことが容易に想像される。

要するに、遼の二税戸とは寺院に限らず宗族・貴族・有力なる臣下等にも從属してゐたものであつて、彼等は税の一半を官に輸すとゝもに、又一方自己の所屬する寺院・貴族にも一半の税を納めて居つたものであるから二税戸と稱せられてゐたのである。されば、二税戸は寺院にのみ從属して居つたと思はれる後魏時代の浮圖戸とは本來性質を異にせるものであると云はねばならぬ。

たゞこゝに注意すべきことは、かかる二税戸のうち宗室・貴族の下にあつたものは、遼が滅亡すると、もに二税戸としての義務から解放されたと云ふことである。即ち、遼國家が滅亡すれば、それに依存してゐた契丹貴族の勢力は全く崩潰したのであるから、彼等の下にあつた二税戸は自然に二税戸たるの性質を消失することとなつて、多くは代つて來たつた主權者に對する一元的納稅義務をもつだけのものとなつたと思はれる。従つて、遼代より繼承して金代になほ殘存して居つた二税戸は、比較的に政治的變動の埒外に立つ佛教寺院に屬して居つたものゝみであらう。尤も、金國が新に民戸を貴族・功臣に與へて二税戸を設置したことがあれば問題は別であるが、さうした事實がない以上、金代に殘存して居つた二税戸がすべて寺院に屬して居つたものゝみであつたと解することは不當ではあるまい。かく解すれば、前記『金史』食貨志が二税戸を寺院のみに限つてゐるのも、金代の事實から推して記載されたものとして自然に諒承せられるであらう。

更に注意すべきことは、佛教寺院所屬の二税戸と雖も、遼の滅亡するに至つては、一時彼等の納稅義務は一方的となつたばかりでなく、一面寺院はかかる状勢の變化を利用して二税戸を次第に私有化し恰も奴婢に等しきものとしてしまつたことである。換言すれば、遼代の佛教寺院關係の二税戸は、遼が滅んで金の時代となつても、大略そのまゝ残

存しては居つたが、時既に二稅戶たるの性質を失つてしまつて、寺院の專有物となり賤民と化してしまつてゐたのである。従つて、遼より傳承された金代の寺院にして、遼金交代期の兵火を免れ得たものは、この種の奴婢多數を從屬せしめて、強大なる經濟的基礎を有して居つたと推定し得るであらう。

四

佛教寺院の二稅戶專有はいつまでも放任さるべき性質のものではない。金の國家體制・秩序が整調されるに従つて、かうした不合理が是正されるに至るのは當然である。

金代に於ける二稅戶解放は前後二回行はれて居る。一は世宗の初め頃であり、今一つは章宗の初めのことである。前者は先きに引用した『金史』食貨志の文「世宗大定二年。詔免二稅戶爲民。」とあることに他ならぬ。

この世宗大定二年の二稅戶解放は、如何なる地域に對して行はれたか、且これによつて幾莫の人口が良民に還元されたかは全く窺知し得ない。と云ふのは、右『金史』食貨志の簡単なる記載以外には、この事實を傳へるものがない爲であるが、たゞ一つ筆者は時の二稅戶解放の具體的一事例を示す興味ある記錄に接するを得た。即ち、『金史』卷九李晏傳に

初錦州龍宮寺。遼主撥賜戶民。俾輸稅于寺。歲久以爲奴。有欲訴者。害之島中。晏乃具奏。在律僧不殺生。況人命乎。遼以良民爲二稅戶。此不道之甚也。今幸遇聖朝。乞盡釋爲良。世宗納其言。於是獲免者六百餘人。とある。

龍宮寺は遼代の學僧思孝の住寺として名高い海雲寺とともに、現在の錦州省興城縣の南方海上なる覺華島にあつた

寺院であり、⁽⁵⁾その消息は明かでないが、同寺所住の僧徒等は海上の島中にあつて官憲の目の及び難いことを利用して、二税戸を全く奴隸化して租税を寺に搾取し、若し不平者現はれて官憲に訴へんとするものある時は、早速捕へて殺害してゐたと云ふ。寺院僧徒の横暴實に甚しかつたと断じなければならぬ。かかる事實を知つた李晏は世宗に同寺の二税戸解放を斷行せんことを奏請したのであつて、このことによつて六百人の二税戸が良民に浮び上つたと云ふ。この龍宮寺所屬の二税戸解放は、右の記載だけではその年次明瞭でないが、世宗時代二税戸解放は大定二年に一度行はれただけであるから、これもその際の具體的一事實であるに相違ない。

なほ、同じく李晏の傳ではあるが、『大金國志』卷二の方には次の如き恐らく別の具體的事實を指摘したと思はれる興味ある記録が見ゆる。

初。遼人掠中原及得奚渤海諸國生口。分賜貴近或有功者。大至一二州。少亦數百。皆爲奴婢。輸租于官。且納課給其主。謂之二税戸。大定初。一切免爲民。閻山寺僧賜戶三百。與僧共居。供設而不輸租。故不在免例。訴者積年。臺寺不爲理。又訴於晏。晏上章略云。天子作民父母。胥吏弄法舞文。沙門旣謂出家。可與男女雜居乎。書奏。宰相持不可。世宗詔晏與相詰難。晏伏前曰。前日車駕幸遼東。閻山寺僧供從官一宿之具。寺僧物陛下物也。陛下無以此直寺僧而使三百家受屈。世宗笑曰。李晏劫持我邪。卽日免之。⁽⁶⁾

右の文中には二税戸解放を「大定初」と見えてゐるが、これは元年のことではなく、『金史』食貨の如く大定二年と放へたい。なほ、「一切免爲民」とあれば、この時金國領土内に殘存して居つた二税戸をすべて解放して良民となした如く解釋されるが、事實は決してさうではない。

何となれば、若しこの時二稅戶の全面的解放が行はれたとするならば、その後設置された事實がない以上、後に述べる次の章宗時代の二稅戶解放は全く無意味となるからである。

なほ、右の文には具體的事實として閻山寺所屬の二稅戶解放が記されてゐるが、元來、閻山寺なるものが甚だ明瞭でない。遼・金時代にかけてかゝる名稱の寺院は筆者寡聞の致すところか心當りがない。同じく李晏傳に見ゆると云ふ理由によつて、『金史』の龍宮寺を閻山寺であると考ふるには餘りに内容名稱の相異が甚しい。たゞ、想像を逞しくするならば、次の如きことが考へられる。遼の名山に醫巫閻山と云ふのがある。現在の錦州北鎮の西方に當るところである。契丹太祖の長子東丹王倍はこの山を深く愛し望海堂を立て、萬巻の書を藏して自適してゐたと云ふが、彼及び世宗穆宗こゝに葬られて同地は遼帝室の尊崇を受けてゐたところであるのみならず、其後いつしか捨して佛寺とされたもので、醫巫閻山望海寺と呼ぶこととなつたのである。⁽⁷⁾ この醫巫閻山望海寺を略して單に閻山寺と讀んだものではなからうか。殊に『大金國志』は宋人の記錄であるから完全なる名稱を傳えなかつたものと考へられるであらう。

はたして然りとすれば、右の如く遼帝室と關係深いのであるから、該寺が多數の二稅戶を隸屬せしめて居つたとしても不自然ではない。ともかく、李晏の奏請によつて金の世宗は醫巫閻山望海寺所屬の二稅戶の解放を命じたと右の文を解釋し得られぬでもなからう。

而して、右の一・二の例より見れば、本來良民たるべき二稅戶が寺院の奴隸と化してしまつて不當の壓迫を受けてゐたから、金國はこれが解放を行つたのであると解されるのである。換言すれば、二稅戶解放は多分に社會政策的意義をもつてゐるものであると見られるのである。然れども、かゝる見方だけでは未だ充分ではなからう。一體、寺院

の奴隸と化してしまつた二税戸であれば、それは國家にとつては殆んどなんらの存在價値がないわけである。今、これを解放して良民となせば、それだけ課役戸の増加となるのであるから、やがては國庫の增收を齎すのであつて、世宗は二税戸解放にかかる經濟的意義を多分に考慮してゐたのではなからうか。極言すれば、奴隸解放の美名の下に實は國家租稅の增收を圖らんとしたのが二税戸解放ではなかつたかと思はれるのである。たゞ、不幸にしてこの時どれだけの二税戸が解放されたかを具體的に窺知し得ないのは遺憾である。

なほ、右大定二年の二税戸解放に就て考慮すべきことは、これが金の對契丹人政策の一翼をなすものであると云ふことである。

思ふに、金國第四代の皇帝海陵王が南伐を決行するに當つて多數の契丹人を強制的に軍役に徵發したことによつて、契丹人等の金朝に對する不平・不満やるかたなかつたのであるが、次の世宗が東京（遼陽）に於て即位する頃には、既に彼等の鬱憤は爆發して一大叛亂となつてゐたのである。叛亂軍の主領契丹人移刺箇韓は大定元年末には自ら皇帝を稱した程で、猛威を振ふて一時は如何なる事態に陥るかも知れぬ有様であつた。世宗即位後の重大役目の一つはこの民族的内亂を平定することであつた。幸ひにもこれが討伐に從事した僕散忠義等の活躍によつて平定し得たのではあつたが、契丹人叛亂に苦慮した世宗は亂平定後は當然對契丹人政策として新たな手を打つこととなつたのであり、事實金國の對契丹人政策はこの叛亂を契機として消極より積極へ放任より干涉へと移り行つたのである。かかる際二税戸解放の事實が認められることは誠に注意すべきである。

前述の如く、二税戸は遼よりの遺物であるから當時金國內の二税戸はすべて嘗て遼の領土であつた地方、換言すれ

ば燕雲十六州以北にあつたもので、従つて契丹人の住地或はその勢力の大なりし地方にのみ残存してゐたのである。加之、一二税戸を所有してゐた寺院は多く大寺であつて嘗て契丹の帝室貴族の莫大なる保護を受けて居つたものであらうから、かゝる因縁からこの種の寺院が契丹人叛亂になんらかの役目を演じたと想像されぬでもない。寺院は比較的に官憲の眼に觸れないところであるから叛亂謀議には好適の場所であり、加之、二税戸所有による寺院の豊富な経済力も亦當然蠢動・叛亂へ驅立てる要因となり得るのである。されば、契丹人を抑壓して今後かかる叛亂なからしめんが爲に、世宗は彼等に關係深き寺院の彈壓を企てるこゝなつて、一部二税戸の解放を斷行するに至つたものと解釋し得ぬでもなからう。

即ち、金の世宗大定二年の二税戸解放には、彼の遼の遺民たる契丹人統御の意味も多分に含まれてゐると思はれるのである。

かくの如き考察は當時の動き行く状勢を考慮に入れて類推して得た見方であつて、これが直接的記載の資料に見えないことは云ふまでもない。

五

右に述べた大定二年の事實以後二十數年間二税戸は歴史の表面に現はれてゐない。漸く大定二十九年に至つてその消息が見ゆる。即ち、

『金史』卷四 食貨志に

大定二十九年(一一九)十一月。上封事者言。乞放二税戸爲良。

とある。これ金に於ける二回目の二稅戶解放に關する記載である。而して、世宗歿して章宗即位したのが大定二十九年正月のことであるから、この二回目の二稅戶解放は章宗即位直後の重要な政策の一つであつたと思はれる。

『金史』食貨志には更に次の如き記載がある。

明昌元年一〇六月奏。北京等路所免二稅戶。凡一千七百餘戶。萬三千九百餘口。此從爲良爲驅。皆從已斷爲定。

明昌元年は大定二十九年の翌年に當り、この年六月の奏によれば、北京路などに於て免ぜられたる二稅戶は凡そ一千七百餘戶・一萬三千九百餘口であつたと云ふからして、二稅戶解放は少くとも大定二十九年十一月より翌明昌元年六月に至る迄の間に行はれたものであると推察し得る。然もこの時は先の世宗時代の解放に洩れた二稅戶に對して行はれたことは指摘する迄もない。

金の北京路は大體遼の中京路に相當し、契丹人の多數住居したところであり、從つて該地方に多數の二稅戶が殘存して居つたことは至極當然である。

なほ、右の食貨志の文は二稅戶解放に至る事情及びその理由を記さないのであるが、この間の消息を僅かに窺知し得る記載として次の如きものがある。

章宗初即政。議罷僧道奴婢。太尉(徒單)克寧奏曰。此蓋成俗日久。若遽更之。於人情不安。陛下如惡其數多。宜嚴立格法。以防濫度。則自少矣。(完顏)襄曰。出家之人。安用僕隸。乞不問從初如何所得悉放爲良。若寺觀物力元係奴婢之數推定者。並合除免。詔從襄言。由是二稅戶多爲良者(『金史』卷九)

時の右丞相完顏襄の主張によつて、文字通り寺院の奴隸と化してしまつてゐた二稅戶の解放が敢行されて、前記食

貨志に見ゆる事實となつた次第である。

思ふに、金代に於て宗教々團が量的發展と質的下落をきたしたことは明瞭なる事實であつて、爲に世宗・章宗がかかる好ましからざる趨勢にある教團に對して國家的統制を企圖し強化して行つたことは、嘗て筆者の詳論したところである。^⑨ 大定末年より明昌初年にかけての二稅戶解放も亦章宗のかゝる宗教々團に對する方針の具體化の一つと見ることが出来るばかりでなく、世宗朝以來の積極的抑壓的對契丹人政策の一翼たるにかはりないことを指摘し得るのである。

六

要するに、二稅戶に就いては資料極めて僅少なるため、充分に解明することは出來ないが、少くとも次の如く主張しても誤りなからう。

凡そ、二稅戶とは遼代民戶の一種であつて、その有する二元的納稅の義務から「二稅戶」なる名稱が生じたのであり、且遼國滅亡に際して契丹の宗室貴族關係の二稅戶は解消せられて、獨り寺院所屬の二稅戶のみが次の金代に繼承せられ殘存することゝなつた。然るに金代にまで殘存した寺院所屬の二稅戶は主として寺院僧徒の壓迫によつて、既に二稅戶本來の性質を消失して多くその奴隸と化してしまつてゐたのであり、當時一部寺院の豊かな經濟力はかかる二稅戶所有によることは云ふまでもない。然も、かくの如き二稅戶を所有してゐた寺院は殆んど例外なく遼代以來のもので契丹人の居住する地域にあつたから、その存在は社會經濟問題の外に民族的政治問題にもからんで來たものゝ如く、遂に金世宗章宗による二回の二稅戶解放が斷行されるに至つたのである。

而して、章宗の解放によつて二稅戶は全く解消されてしまつたのである。

註

- ① 拙稿「金の財政策と宗教々國」(東洋史研究)註七
- ② 「大遼大橫帳蘭陵郡夫人蕭氏創建靜安寺碑銘」(瀋陽金石志)この碑を紹介されたものに山下泰藏氏の一文がある。(奉天圖書館叢刊第三十三冊)。
- ③ 「大昊天建寺功德主傳善薩戒妙行大師行狀碑」(瀋陽金石志別錄)
- ④ 傳は『遼史』(卷七二)に見ゆ。
- ⑤ 神尾式春氏『契丹佛教文化史攷』貢三五に龍宮寺の名は出てゐるが不幸その説明はない。『興城縣志』による、卷一地理の條に
- 學華島 城南十三里、在海中、上有海雲龍、宮二寺。
とあり、同卷一〇古蹟の條には、
龍宮寺 俗呼大悲閣、在城南三十里海中之覺華島東南隅。創自大遼圓融大師。有明天順四年重修碑記。
- と見ゆる。こゝに龍宮寺を創めたと云ふ圓融大師は有名な『隨願往生集』『三寶感應要略錄』の著者たる遼僧非濁の師・澄淵である。澄淵は律に精通し『四分律詳集記』十四卷(存)同じ科三卷(佚)がある、なほ右の文にある明天順四年碑起は同卷十五藝文・碑記の條に見えてゐる。龍宮寺の消息は以てやゝ窺知し得る。
- 『中州集』(卷二)李晏傳に同様な記載がある。前半は殆んど同文なるも後半やゝ異なるを以て敢て全文を引用する。
初。遼人掠中原人及得奚渤海諸國生口。分賜貴近或有功者。大至一二州。少亦數百。皆爲奴婢。輸租爲官。且納課給其主。謂之三稅戶。大定初。一切免爲民。閭寺僧賜戶三百。與僧共居。供役而不輸租。故不在免例。訴者積年。臺寺不爲理。又訴於政美(李晏)。政美上章大略謂。天子乍民父母。當同仁一視分別輕重。乃胥史舞文法之敝。陛下大明博照。豈可使天下
- 〔二 稅戶〕 改

大谷學報 第二十二卷 第三號

四四

有一民不被其澤者。

且沙門既謂之出家。而乃聽其與男女雜居乎。書奏。宰相持不可。世宗詔致美與相詰難。致美伏御座前曰。前日車駕幸遼東。閻山寺僧供從官一宿之具。寺僧物陛下物也。陛下無以此直寺僧而使三百家受屈。世宗大笑曰。李晏劫我邪。卽日免之。これ恐らくは大金國志の材料になつたものであらう。

契丹佛教文化史攷貳二五參照

拙稿「金の財政策と宗教々團」(東洋史研究四・六) 外三日次男氏共著「金正隆大定年間に於ける契丹人の叛亂」(東洋史研究三一四號)